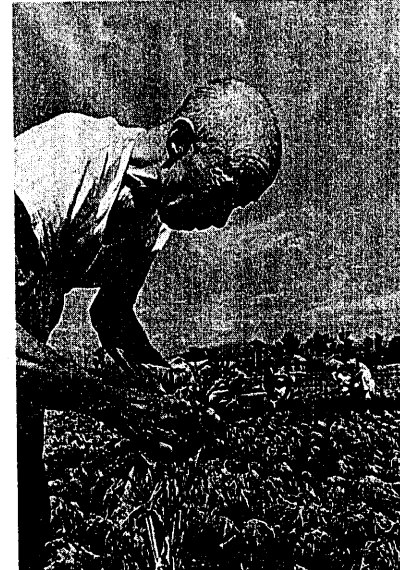


総事業費百億円

駒林川合流点に水門を設置

このほど県は、福島県および新発田川の放水計画についてパンフレットを作り、積極的にPRすることにしました。福島県放水計画の内容は、次のとおりです。

流城面積 一六七・三平方町
計画雨量 山地三五〇/日
平地三〇〇/日
雨量確率 五〇年
計画流量 四九〇立方尺/秒
計画延長 六、二〇〇尺
計画河幅 一〇〇尺
用地 八二万平方尺
事業費 約一〇〇億円



3たびこの柵欄を、繰り返してはならない。7・17水害の新農甲——朝日新聞社提供——

福島潟放水路計画の概要

昭和四十一年四月二十日連綿して加治川、福島潟周辺は大洪水に見舞われ、このとき被害額は、豊栄市分だけでも九十三億三千万円(県、国関係は含まず)におよびました。このため、この一帯の抜本的な治水対策が必要となりました。

福島潟へ流れこむ上流河川は、災害復旧工事が進み、出水時間が早くなるとされていた潟周辺の灌漑(た)も増えました。また、今後(心)水を排除するために、福島潟、新井郷川および胡桃山排水路などの機能を考慮にいれて検討しました。このため、上流山地区の河川に比重を多くかけると、給与所得者が過重になる例があるようです。そこで、自治会内部の問題として、あなごも集会に出席して意見を述べ、うにしたらいかかかと存じます。市としては、一般的な指導として自治会長会議などで普通の方を要望したいと思っております。

に二十四ヶ所について各方向から検討した結果、次のように治水対策を固めることになりました。

福島潟から建設中の新潟東港へ導水路を開削して、潟へ流入する洪水量を排除します。この場合、上流山地区の河川に比重を多くかけると、給与所得者が過重になる例があるようです。そこで、自治会内部の問題として、あなごも集会に出席して意見を述べ、うにしたらいかかかと存じます。市としては、一般的な指導として自治会長会議などで普通の方を要望したいと思っております。

や福島潟等の処理については、安野川を完全改修して大荒川は福島潟へ流入しない。他の潟流入支川は、ほぼ現状として、潟取付はパックスとする。

福島潟は、農林省干拓地を遊水池として利用する。干拓によって残る残水池は遊水池として利用する。潟の制限水位は、おおむね二・五尺とする。

新発田川、太田川は、洪水時には別放水路で東港へ分流させる。

新井郷川の駒林川合流点下流に水門を設け、福島潟流入域を駒林川合流点下流とし、新井郷川は水門下流排水機場および胡桃山排水路で排除する(胡桃山排水ポンプの容量は、毎秒五〇立方尺にとする)

高い部落費に行政指導を
数年前新潟市から引越してきたが、町内費に該当する部落費があまりにも高いので驚いた。その使途についても得心がいきかねるし、聞くところによると、農村部に住むサラリーマンの世帯が一般の農家よりも高くなっているという。

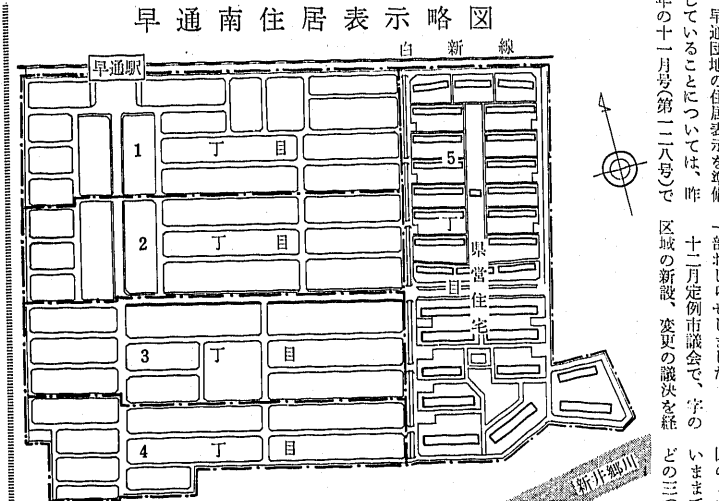
部落費は部落町内自治会が徴収するもので、直接的には市とは関係ありません。部落に所属している方々、部落費の割り当て方法が違っているようです。農村部では農業者関係の仕事が多いのに「所得割」と思っています。

昭和四十八年度中、市が発注する建設工事の請負を希望する方は、入札参加資格申請書を提出することが必要です。

提出先 市役所財政課財政係
提出期間 二月一日から二月二十八日まで
この申請書は五月一日から来年度四月三十日まで有効です。なお、指定様式の申込書は、建設業協会(番七二五四九)に準備があるので、それを利用されることをおすすめします。

「早通南」の住居表示

三月一日から実施



早通南の住居表示を準備 一部おしらせしました。十二月定例会で、字の区域の新設、変更の議決を経て、十一月廿八日(第二八号)で、早通南の住居表示を実施する区域は、いままで、松田、須賀、早通南の三つの「字」が入り組んでいて、このため大変不便だったので、この区域を新しい「字」として「早通南」と呼ぶことになりました。

丁目は、一丁目から五丁目までです。三月一日からは、この区域内の住所の表示は、次のようになります。

「豊栄市早通南〇丁目〇番〇号」
ただし、果樹住宅の表示は、次のようになります。

「豊栄市早通南五〇丁目〇番〇〇〇」
〇〇〇は、現在入居しているハウス番号を、そのまま用います。

税金面でも多い利点

農地あつせん事業スタート

市が農業振興地域の指定を受けたことにより、市農業委員会では、農地あつせん事業をスタートさせました。農地あつせん事業は、正式には「農地移動適正化あつせん事業」といいます。現在一般に行なわれている農地の移動を、できるだけ適正な方向に持っていき、また農地を手放したい人も安心して手放していただくために、この事業が生まれました。

どのような農家があつせんをうけられるかは、農業委員会で作った「あつせん基準」によって決められています。年間百五十日以上農業経営に従事している専従者をあつせんする農家は、農地をあつせんすることから、経営者には後継者がいること、経営主である農業者が農業に従事しており、今後農業者によって自立しようとする意欲と能力があることなどの条件があります。市の場合、経営者や経営

このあつせんを受けた場合所得税の課税所得の特別控除が百五十万円まで認められるなどの利点があります。また農地取得資金も四百万円まで借りられ、しかも優先的ですので、この制度についてくわしくは、市農業委員会(番七二三四〇)にご相談ください。

「一日農業委員会」
農業委員会では、農地あつせん事業など農地や農業問題全般にわたって、農協や市農政課の協力を得て、「一日農業委員会」を開きます。

一月は二十四日から二十七日まで葛城、木崎地区で開き、二月は長浦地区、岡方地区で開きます。

建設工事の参加申し込み

昭和四十八年度中、市が発注する建設工事の請負を希望する方は、入札参加資格申請書を提出することが必要です。

提出先 市役所財政課財政係
提出期間 二月一日から二月二十八日まで
この申請書は五月一日から来年度四月三十日まで有効です。なお、指定様式の申込書は、建設業協会(番七二五四九)に準備があるので、それを利用されることをおすすめします。